二　難病患者リハビリテーション料の施設基準等
(1)　難病患者リハビリテーション料の施設基準
イ　当該保険医療機関に難病患者リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関に難病患者リハビリテーションを担当する専従の看護師、理学療法士又は作業療法士が適切に配置されていること。
ハ　患者数は、看護師、理学療法士又は作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。
ニ　難病患者リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
ホ　難病患者リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　難病患者リハビリテーション料に規定する疾患及び状態
イ　難病患者リハビリテーション料に規定する疾患
別表第十に掲げる疾患
ロ　難病患者リハビリテーション料に規定する状態
別表第十に掲げる疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている場合を除く。）
三　障害児（者）リハビリテーション料の施設基準等
(1)　障害児（者）リハビリテーション料の施設基準
イ　児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。）若しくは同法第六条の二に規定する指定医療機関又は保険医療機関であって当該保険医療機関においてリハビリテーションを実施している患者のうち、概ね八割以上が別表第十の二に該当する患者（ただし加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く。）であるもの。
ロ　当該保険医療機関に障害児（者）リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ハ　当該保険医療機関に障害児（者）リハビリテーションを担当する専従の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。
ニ　言語聴覚療法を行う場合にあっては、ハに加え、常勤の言語聴覚士が適切に配置されていること。
ホ　障害児（者）リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
ヘ　障害児（者）リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　障害児（者）リハビリテーション料の対象患者
別表第十の二に掲げる患者
三の二　がん患者リハビリテーション料の施設基準等
(1)　がん患者リハビリテーション料の施設基準
イ　当該保険医療機関にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が二名以上配置されていること。
ハ　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。
ニ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。
ホ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　がん患者リハビリテーション料の対象患者
別表第十の二に掲げる患者
四　集団コミュニケーション療法料の施設基準等
(1)　集団コミュニケーション療法料の施設基準
イ　脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)又は障害児（者）リハビリテーション料の届出を行っている施設であること。
ロ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が適切に配置されていること。
ニ　患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。
ホ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ヘ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　集団コミュニケーション療法の対象患者
別表第十の二の三に掲げる患者
第十　精神科専門療法
一　精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準
(1)　当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。
(2)　患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。
(3)　当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。
一の二　認知療法・認知行動療法の施設基準
当該保険医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長等に届け出ていること。
一の三　精神科訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者
(1)　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態にあるもの
(2)　別表第八に掲げる者
(3)　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者
一の四　治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準
(1)　当該保険医療機関に統合失調症の診断及び治療に関する十分な経験を有する常勤医師及び常勤の薬剤師が配置されていること。
(2)　薬剤による副作用が発現した場合に適切に対応するための体制が整備されていること。